

令和6年度 工事（業務）事故防止対策

[年度別事故発生状況]

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5
発生件数	(1) 35	(2) 24	(3) 20	(2) 20	(1) 21	(1) 13	(3) 13	(1) 19	(1) 20	18	(1) 17	(1) 23	(1) 20	13	11
労働災害				(1)								(1)			
公衆災害	29	33	26	11	24	15	14	25	23	22	9	8	7	8	12
合計	(1) 64	(2) 57	(3) 46	(3) 31	(1) 45	(1) 28	(3) 27	(1) 44	(1) 43	42	(1) 26	(2) 31	(1) 27	21	23

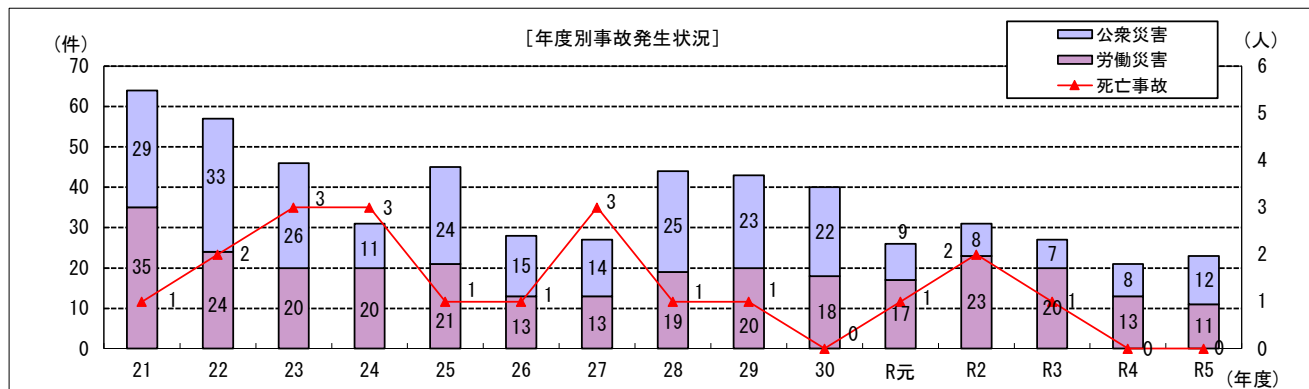
※河川、道路、公園事業における事故（港湾空港部、営繕部除く）

※（ ）書は、死者数で内書。

※直轄工事において発生したすべての事故を計上。

※労働災害とは、工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故。

※公衆災害とは、工事作業が起因して、第三者が死傷または第三者に損害を与えた事故。



令和5年度の事故について

- ・ 令和5年度は **23件** の事故が発生（労働災害：11件、公衆災害12件）
- ・ 死亡事故は0件

特徴

《主な事故の概要》

◇事故要因として、**当事者の「油断」「認識不足(コミュニケーション不足を含む)」が殆ど。**
 具体には、

“当事者の独自の判断”であり、その原因として“作業手順の不備”や“作業関係者間のコミュニケーション不足”。

- ・ **伐採重量に適した吊り具を使用しておらず、かつ、施工計画書に記載された長さ以上で樹木を伐採したこと**から吊り具から伐木が落下し、作業員に衝突。（労働災害）
- ・ トンネルのロックボルト施工において、**作業手順書に記載の無い挿入用器具を用いたこと**から挿入用器具と吹付コンクリートの間に指を挟み負傷。（労働災害）
- ・ 照明柱の敷設施工中に、**下請け業者の独自の判断により、当日予定のない箇所の掘削作業を行い、**水道管支線を切断。（公衆災害）
- ・ 除草作業中に、作業員が**N T Tケーブル全てに保護管があると思い込んで作業を行い、**トリマー（草刈機）によりN T Tケーブルを切断。（公衆災害）

令和6年度 事故防止対策

九州地方整備局の工事事故防止目標：受発注者間連携による事故ゼロを目指して！

事故防止重点項目	
① 架空線・地下埋設物切断事故の防止 ② 墜落・転落事故の防止 ③ 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止	
事故防止対策	
① 受発注者及び元請・下請間の日頃からのコミュニケーションの充実 ② 作業員及び元請技術者(現場代理人等)が作業手順を確認した上での作業を徹底 ③ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実 ④ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー	

赤字：今年度のポイント

令和6年度 工事(業務)事故防止対策

令和5年度 工事現場での事故等(※)の傾向

※: 令和5年度の事故調査委員会を終えている案件で事故扱いしないものも含むが、明らかなもらい事故は除く **48件を対象**に原因を分析。

発生事故等の傾向

- 現場で発生した事案においては「**切断**」「**建設機械**」「**工具等取扱い**」が多い
- 総じて、当事者の「**油断**」「**認識不足**(コミュニケーション不足を含む)」が殆ど!
- 具体には“**当事者の独自の判断**”であり、その原因として“**作業手順の不備**”や“**作業関係者間のコミュニケーション不足**”

赤字：今年度のポイント

対策の着目点

- **現行の取り組みを基本**とし、+αで個々の作業実施にあたり、**作業手順書を順守**するとともに、作業手順書が策定されていない作業が発生した際においても、**元下間における作業手順の確認(又は作業手順書の作成)作業を行うなど関係者が十分なコミュニケーションを図る**事で作業員一人一人の安全意識を再認識させる
- 工事事事故発生後、速やかに**当該事故情報をイントラ掲載+メール配信**することで事故情報の横展開【事故の見える化】

九州地整で定めている「R6工事事事故防止重点目標・対策_事故防止対策」については、下記のとおりとする
また、「重点項目ごとの取り組み方針_(1)～(5)」の内容も含めて、**事務所及び受注者への周知徹底**を図る

【事故防止対策】

- ① 受発注者及び元請・下請間の日頃からのコミュニケーションの充実
- ② **作業員及び元請技術者(現場代理人等)が作業手順を確認した上での作業を徹底**
- ③ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ④ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー

九州地方整備局の工事(業務)事故防止目標：

受発注者間連携による事故ゼロを目指して！

事故防止重点項目

- ・ 架空線・地下埋設物切断事故の防止
- ・ 墜落・転落事故の防止
- ・ 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故の防止

【事故防止対策】

- ・ 受発注者及び元請・下請間の日頃からのコミュニケーションの充実
- ・ **作業員及び元請技術者(現場代理人等)が作業手順を確認した上での作業を徹底**
- ・ 受発注者による安全パトロールや作業員等への声かけの充実
- ・ 新規入場者等への教育の徹底やフォロー

重点項目ごとの取り組み方針

(1) 共通事項

- ① 日常的に元請負・下請負者(以降、「作業関係者」という)間のコミュニケーションを十分に図る
- ② 担当作業を担う作業員一人一人が作業手順(書)に基づく作業の徹底
- ③ 突発的な作業など、作業手順が明確になっていない場合は、単純な作業であっても過去の事故事例から事故等が予見される作業においては、作業関係者間(現場代理人等)での事前の作業内容の確認を徹底

(2) 架空線・地下埋設物の切断事故の防止

架空線切断防止の重点的安全対策のポイント

- ① 架空線の事前調査の徹底と結果の周知を含む作業関係者間のコミュニケーションの徹底
- ② 架空線保護カバー、高さ制限装置と見やすい注意看板の設置
- ③ バックホウアームの旋回角度制限装置やダンプトラックダンプアップブザー装置車輛の活用及び確認
- ④ 架空線付近での作業時には見張員の配置

地下埋設物切断防止の重点的安全対策のポイント

- ① 『地下埋設物件等の事故防止に関する特記仕様書』の遵守
- ② 最新の占用台帳に基づく詳細照査の徹底と占用企業者との確実な協議と確認の実施
- ③ 不確定な箇所では、現場関係者において作業内容等の共有を図った上で人力による試掘確認の徹底
- ④ 現地での位置出しの明示と作業員・監視員への周知
- ⑤ 試掘箇所以外での探査機による探査の徹底と適切な操作方法の周知

重点項目ごとの安全対策取り組み方針

(3) 墜落・転落事故の防止

墜落・転落の防止対策重点的安全対策のポイント

- ① 安全な作業通路・昇降施設の確保と施設点検の実施
- ② 2m以上の高所作業における転落防止柵の設置と作業員の墜落制止用器具（胴ベルト型・ハーネス型）の義務付け
- ③ 危険箇所（足場の開口部等）への立ち入り禁止標識の表示と作業員への周知
- ④ 高所における仮設物について、安全点検や長期間継続使用する際の引継（構造上の注意点）等の徹底

※ 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別講習を受けた者が行うこと

(4) 建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故防止、建設機械との接触事故の防止

建設機械や資機材の取扱・運搬等における事故防止の重点的安全対策のポイント

- ① 重機回送前に積込状況、搬送ルート確認の徹底
- ② 重機の死角への進入禁止の周知徹底
- ③ 重機移動時の誘導者の配置の徹底
- ④ 機械・工具の使用用途に応じた適切な使用の徹底
- ⑤ 作業を中断する場合は、機械・工具のスイッチを切るなど操作方法の周知徹底

(5) その他（交通事故関係）

交通事故防止の重点的安全対策のポイント

- ① 運搬経路上における交通事故危険箇所の事前把握と安全運行の徹底
- ② 交通安全施設や交通誘導警備員の適切な配置等による安全確保の徹底（特に、交通規制開始の準備・後片付け時、大型車両の後進時 等）
- ③ 車両の点検整備と日々の健康状態確認（アルコールチェック含む）

事故データ分析

○労働災害

工事や業務作業が起因して、工事・業務関係者等が死傷した事故

例：法面及び足場等からの墜落、重機との接触、工具の取扱いによる事故等

＜関係法令等＞

- ・ 土木工事安全施工技術指針（令和 6 年 3 月）
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働安全衛生規則等

○公衆災害

1）死傷公衆災害

工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故

例：重機との接触、歩道部段差による自転車の転倒等

2）物損公衆災害

工事作業が起因して、第三者所有物を破損した事故

例：架空線や地下埋設物の切断損傷等

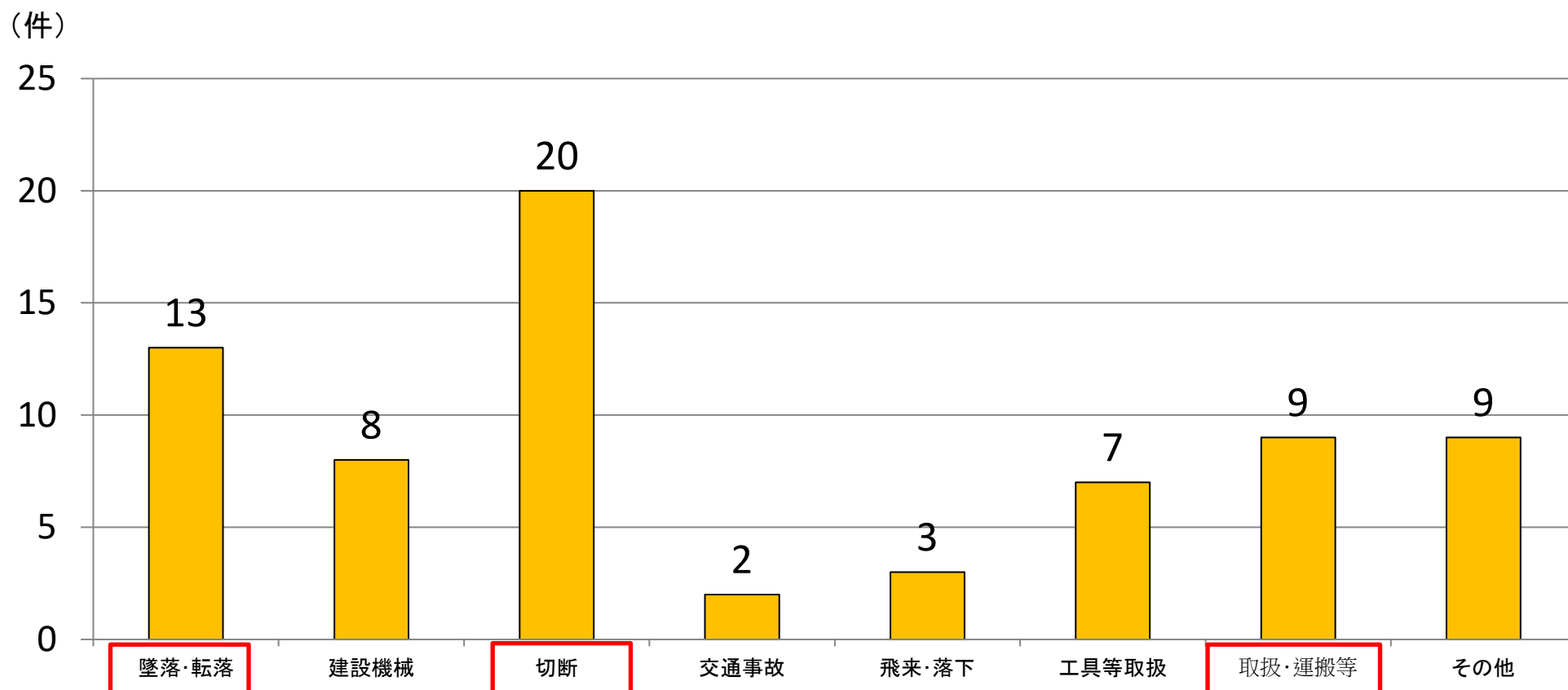
＜関係法令等＞

- ・ 土木工事安全施工技術指針（令和 6 年 3 月）
- ・ 建設工事公衆災害防止対策要綱等

直近3カ年における事故分類別の発生割合

直近3カ年における事故分類別の発生状況

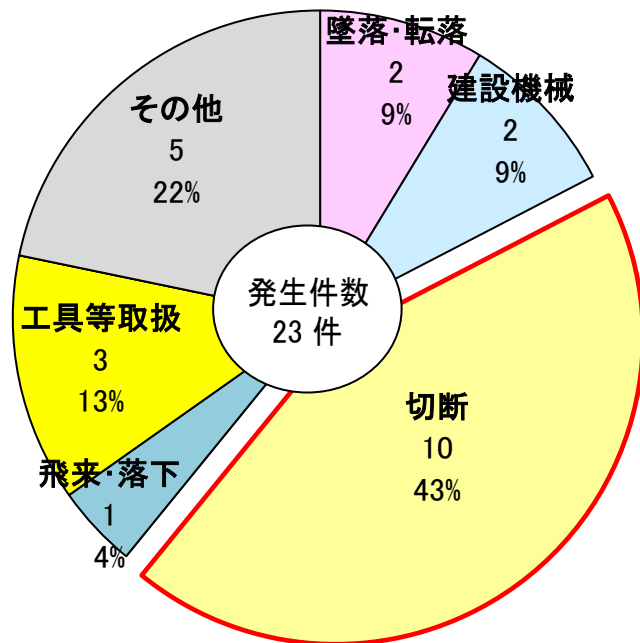
- 直近3カ年（R3～R5）では、「切断（地下埋設物・架空線）」、「墜落・転落」「建設機械や資機材の取扱・運搬等」の事故が多く発生。**特に、「切断事故」が20件と突出**している状況。



※「その他」は、転倒による損傷や第三者被害等の計上。

令和5年度の主な事故の概要

令和5年度発生事故 事故分類別



特徴

◇事故要因として、当事者の「油断」「認識不足(コミュニケーション不足を含む)」が殆ど。

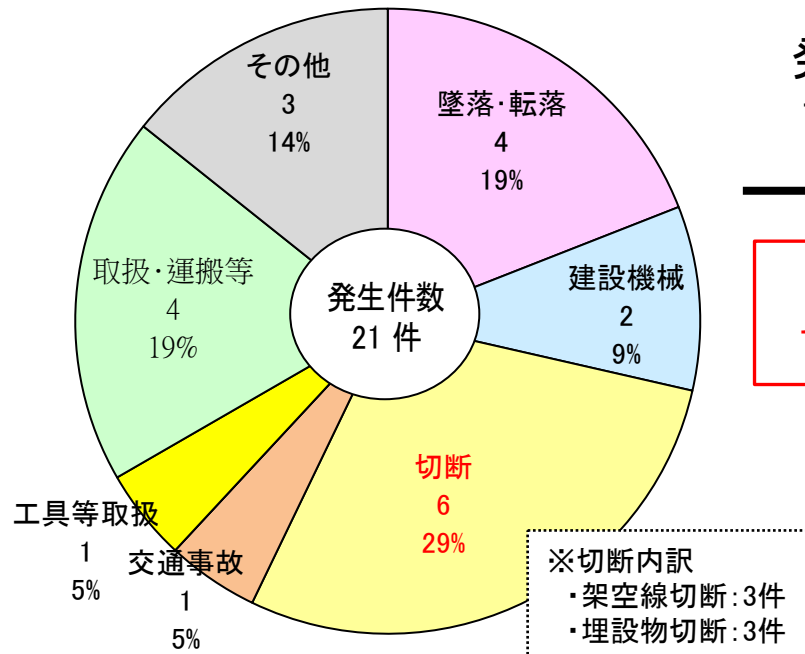
具体には“当事者の独自の判断”であり、その原因として“作業手順の不備”や“作業関係者間のコミュニケーション不足”。

- ・ 伐採重量に適した吊り具を使用しておらず、かつ、施工計画書に記載された長さ以上で樹木を伐採したことから吊り具から伐木が落下し、作業員に衝突。(労働災害)
- ・ トンネルのロックボルト施工において、作業手順書に記載の無い挿入用器具を用いたことから挿入器具と吹付コンクリートの間に指を挟み負傷。(労働災害)
- ・ 照明柱の敷設施工中に、下請け業者の独自の判断により、当日予定のない箇所の掘削作業を行い、水道管支線を切断。(公衆災害)
- ・ 除草作業中に、作業員がNTTケーブル全てに保護管があると思い込んで作業を行い、トリマー(草刈機)によりNTTケーブルを切断。(公衆災害)

令和4年度と令和5年度における事故分類別の発生割合

- 令和5年度は、前年度に比べ事故件数が微増（+2件）した。（工事発注件数は横ばい）
→ 死亡事故の発生はなかった。
- 事故分類は、**令和5年度は「切断」が非常に多く発生**している。（令和4年度よりも4件増加）
→ **切断事故発生件数が1.67倍**（R5/R4）

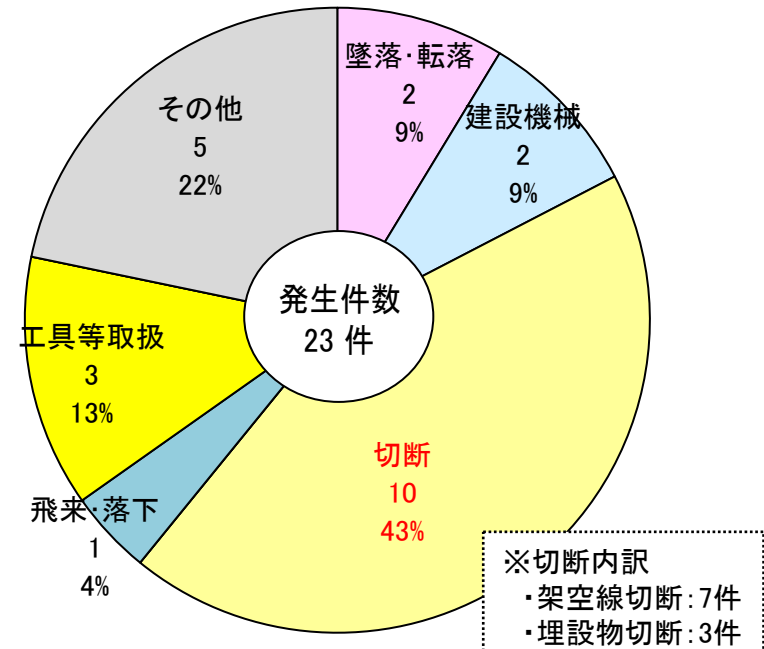
令和4年度発生事故 事故分類別



発生件数
1.10倍

切 断
1.67倍

令和5年度発生事故 事故分類別



0.99倍

工事発注件数(契約); 1,158件

工事発注件数(契約); 1,142件

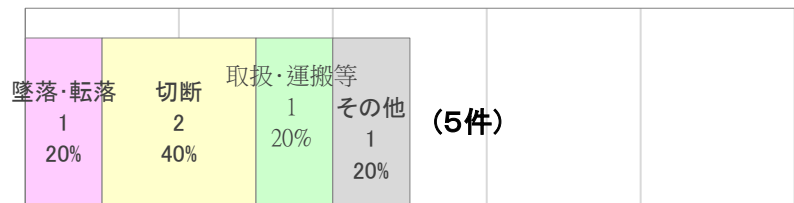
※工事発注件数(契約)は、河川、道路、砂防、ダム、公園等

令和4年度四半期毎と令和5年度四半期毎における事故分類別の発生割合

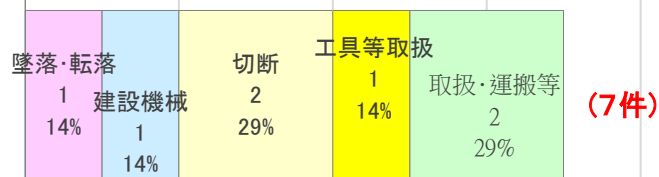
- R 4、R 5 年度とも**第2四半期で事故発生件数が増加**
- R 5 年度は、上記に加え**第4四半期でも事故発生件数が増加**

令和4年度(21件)

第1四半期



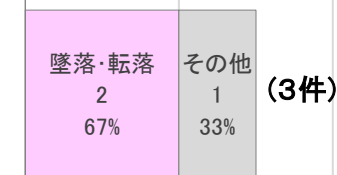
第2四半期



第3四半期

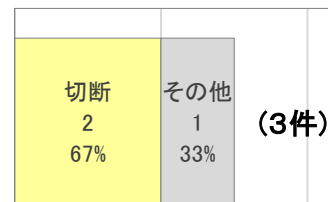


第4四半期



令和5年度(23件)

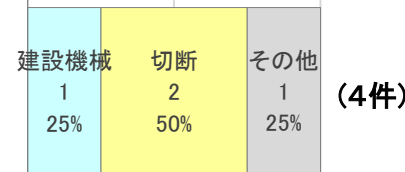
第1四半期



第2四半期



第3四半期



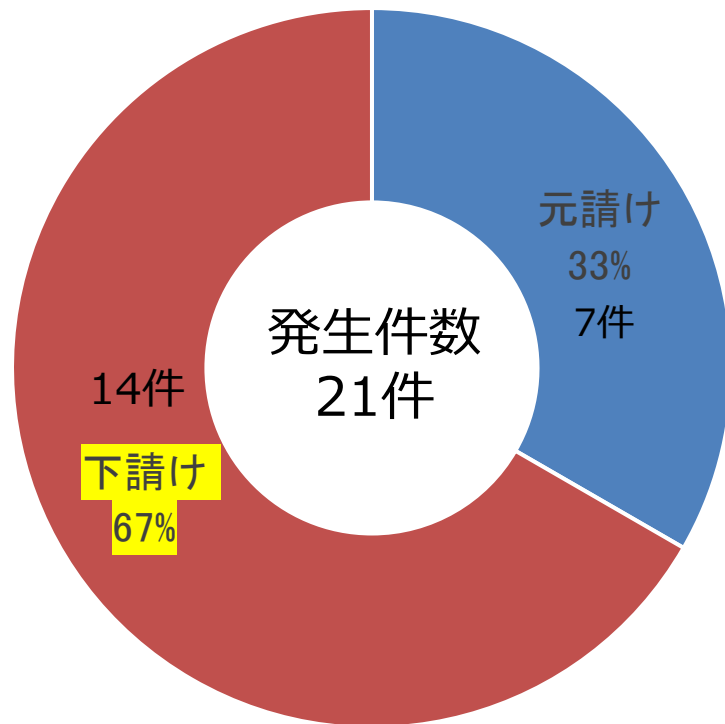
第4四半期



令和4年度と令和5年度における「元請け・下請け別」の集計

- 令和5年度は、前年度に比べ下請による事故が**増加（+4件）**。
→ **下請事故発生件数 1.29倍**（R5/R4）
- 令和5年度は、元請・下請での事故発生については、**8割が「下請」にて発生**。
→ **下請の独自の判断等が主な要因**

令和4年度の元請・下請内訳



下請事故
1.29倍

令和5年度の元請・下請内訳

